

文書分類番号	00	09	03	002	永 年	起案	平成 年 月 日	決裁	平成 年 月 日
議 長	副議長	局 長	次 長	主 査	主 査	担 当	文書取扱主任		

第 15 回 厚 生 常 任 委 員 会 会 議 録

開催年月日	平成 20 年 6 月 5 日（水曜日）	開会 13 時 30 分	閉会 16 時 03 分	
開催場所	第一委員会室			
出席委員	山口、荒木、渡辺、堀、酒井、堀田 議長、委員外～清水、窪之内	事務局	中嶋事務局長	
欠席委員	なし		田湯次長	
説明員	別紙のとおり		議件	別紙のとおり
議 事 の 概 要	○休憩中、4 月 1 日付け人事異動に伴う主査職以上の職員紹介を行った。			
	1 所管からの報告事項について			
	次の事項について所管から説明を受け、質疑を行い、報告済みとした。			
	(1) 春のクリーンデイ実施結果について			
	(2) 平成 19 年度ごみ処理状況について			
	(3) 植物油燃料化装置（SVF システム）導入車両におけるエンジントラブルの発生につ いて			
	(4) 市民福祉条例の一部改正について			
	(5) 平成 20 年度後期高齢者医療保険料賦課状況等について			
	(6) 生活保護費詐欺事件の経過報告について			
	(7) 生活保護費詐欺事件の損害賠償請求に係る訴えの提起について			
	(8) 子ども未来づくり条例について			
	(9) ねんりんピック北海道・札幌 2009 マラソン交流大会について			
	(10) 滝川市社会福祉事業団について			
	2 第 2 回定例会以降の調査事項について～別紙			
	3 その他について			
	市内施設視察について、第 2 回定例会後に行うこととした。			
	4 次回委員会の日程について			
	正副委員長に一任することとした。			
	上 記 記 載 の と お り 相 違 い な い。 厚生常任委員長 山 口 清 悦 ㊞			

平成20年6月4日

滝川市議会議長 中 田 翼 様

滝川市長 田 村 弘

厚生常任委員会への説明員の出席について

平成20年5月8日付け滝議第23号で通知のありました厚生常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願いします。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願いします。

記

滝川市長の委任を受けた者

市民生活部長	西 村 孝
市民生活部くらし支援課長	深 瀬 文 彦
市民生活部くらし支援課副主幹	南 均
市民生活部くらし支援課主査	橋 本 英 昭
市民生活部市民課長	榎 木 康 人
市民生活部市民課主幹	寺 崎 りえ子
市民生活部市民課副主幹	中 川 祐 介
市民生活部市民課主査	梅 津 敏 彦
保健福祉部長	狩 野 道 彦
保健福祉部参事	佐々木 邦 義
保健福祉部福祉課長	橘 弘 恭
保健福祉部福祉課副主幹	国 嶋 隆 雄
保健福祉部福祉課主査	越 前 充
保健福祉部子育て応援課長	佐々木 哲
保健福祉部子育て応援課副主幹	小野寺 宣 子
保健福祉部子育て応援課主査	杉 山 敏 彦
保健福祉部介護福祉課長	山 崎 猛
保健福祉部介護福祉課副参与	藤 田 和 久
保健福祉部介護福祉課副主幹	高 田 和 昌
保健福祉部介護福祉課主査	深 村 栄 司

(総務部総務課総務グループ)

第15回 厚生常任委員会

H20. 6. 5 (木) 13:30
第一委員会室

○開 会

○委員長挨拶（委員動静）

○休憩～4月1日付け人事異動に伴う職員紹介

1. 所管からの報告事項について

《市民生活部》

- | | |
|--|-------------|
| (1) 春のクリーンデイ実施結果について | (資料) くらし支援課 |
| (2) 平成19年度ごみ処理状況について | (資料) 〃 |
| (3) 植物油燃料化装置（SVFシステム）導入車両におけるエンジントラブルの発生について | (資料) 〃 |
| (4) 市民福祉条例の一部改正について | (資料) 市 民 課 |
| (5) 平成20年度後期高齢者医療保険料賦課状況等について | (資料) 〃 |

《保健福祉部》

- | | |
|-----------------------------------|-------------|
| (6) 生活保護費詐欺事件の経過報告について | (資料) 福 祉 課 |
| (7) 生活保護費詐欺事件の損害賠償請求に係る訴えの提起について | (資料) 〃 |
| (8) 子ども未来づくり条例について | (資料) 子育て応援課 |
| (9) ねんりんピック北海道・札幌2009マラソン交流大会について | (資料) 介護福祉課 |
| (10) 滝川市社会福祉事業団について | (口頭) 〃 |

2. 第2回定例会以降の調査事項について～別紙

3. その他について

4. 次回委員会の日程について

○閉 会

第15回 厚生常任委員

H20. 6. 5 (木) 13時30分

第一委員会室

開 会 13:30

委員動静報告

委員 長

議長出席。委員外～清水、窪之内。UHB、北海道新聞、読売新聞、プレス空知の傍聴を許可する。ここで休憩する。

休 憩 13:31

(4月1日付け人事異動に伴う職員紹介)

再 開 13:35

1 所管からの報告事項について

委員 長

(1)から(3)について説明願う。

(1)春のクリーンデイ実施結果について

(2)平成19年度ごみ処理状況について

南副主幹

(別紙資料に基づき説明する。)

(3)植物油燃料化装置(SVF システム)導入車両におけるエンジントラブルの発生について

橋本主査

(別紙資料に基づき説明する。)

委員 長

説明が終わった。質疑はあるか。(なし) (1) から(3)については報告済みとする。

委員 長

(4)について説明願う。

(4)市民福祉条例の一部改正について

榎木課長

(別紙資料に基づき説明する。)

委員 長

説明が終わった。質疑はあるか。

酒 井

学校から通知されることについては理解できたが、直接保護者宛に通知するのであれば、費用的な部分、手間からもわざわざ他の部分での周知をする必要はないのではないか。あえてそうした形にすることについて考えを伺う。

梅津主査

乳幼児医療の受給者証の拡大分についてだが、現行分については更新の方に関してはこちらから受給者証を送っている。拡大分について、なぜその都度必要な方のみ来ていただき全員に配らないかという、今回の拡大分は入院のみの助成なので、道の試算では全体の5%ほどしか該当しないことで、受給者証を配ってもほとんどの方が使わない現状が出てくるので、なくしたといったことも多くなってくる。交付には申請が必要で、対象者2,266人が10月までに市役所に来て申請いただくことになるが、それよりも入院だけということで必要な方のみ来ていただき申請いただくほうが余計な不便をかけることもないと思っている。周知の方法については、学校を通じてお子さんからペーパーを親御さんに渡していただく方法とホームページ、広報たきかわ、FMなどによる周知、入院の病床を持っている病院では窓口において説明をしていただくことで徹底を図りたいと思っている。一人一人郵送でというよりもお子さんを介して持って行ってもらったほうが効率がよいとの判断もあり、知らなかったということで受給者の利便が損なわれることがないように制度に関して徹底して行っていきたい。

委員 長

他に質疑はあるか。(なし) (4) については報告済みとする。(5)について説明願う。

(5) 平成 20 年度後期高齢者医療保険料賦課状況等について

(別紙資料に基づき説明する。)

中川副主幹
渡 辺

① 一人当たりの保険料の平均が出ているが、市内での最高額、最低額について人数、率を伺う。

② 納付方法について、仮徴収を 9 月まで行って 10 月からは本徴収ということで二重徴収にならないのか伺う。

③ 特別徴収の対象にならなかったというのはどういうことなのか説明願う。

中川副主幹

① 最高額についてだが、保険料には頭打ちがあり、保険料計算をして 50 万円以上の保険料額が出て 50 万円までとなっている。そういう対象の方が市内に 53 名おり、これが最高額である。最低額は 12,900 円である。1 の表の 7 割軽減の方がすべて 12,900 円で、2,227 人ということで全体 5,508 人の 40.4%の方が 7 割軽減と押さえていただきたい。

② 本来保険料というのは、その当年度、19 年中の所得をもとに保険料を計算して賦課するのが原則だが、4 月の段階では 19 年中の所得は確定していないので、18 年中の所得をもとに計算した額を仮徴収する。18 年中の所得で 1 年分を計算するが、計算したうちの 4 月、6 月、8 月の年金月から引き去る分についてのみ先に仮徴収ということで通知して引き去っている。10 月、12 月、2 月分については、19 年中の所得をもとにもう一度保険料を計算し、前回の仮徴収のときに計算した額と比較して出てきた過不足分を調整させていただき、特別徴収させていただいている。これについては今年度だけで、次年度以降は本徴収となるので、途中転入、転出といった部分で仮徴収が発生することもあるが、今回は制度の始まりということでこういった対応をさせていただいたということである。

③ 後期高齢者医療保険料の徴収方法の基本は特別徴収である。年金から引くことが第一義で、まず特別徴収ができる方を固める。特別徴収ができない方、年金額が 18 万円以下の方は特別徴収をしてはいけないという決まりがある。また、介護保険については、年金からの徴収が始まっているので、介護保険と後期高齢者の保険料の合計額が受給する年金額の半分以上を超える方も手取りが少なくなるので、年金から徴収できないことになっている。年金は持っているが、そのために普通徴収になってしまう方もいる。そのほかには無年金の方や途中で年齢到達された方についても普通徴収となる。基本は年金からの特別徴収というのが法にうたわれており、それができるかできないかを判断してからできない方について普通徴収を行うことになっている。

委員 長
酒 井

他に質疑はあるか。

後期高齢者医療については、問い合わせ件数が 1,748 件と 3 分の 1 以上ということで異常であり、制度として矛盾があると思っている。

① 普通徴収の人数について、予算のときの 1,484 名、26%という予測を大きく下回り 1,006 名となっているが、その原因について説明伺う。

② 資料には出ていないが、障がい老人についてもまとめていると思うので、補足説明願う。

③ 厚生労働省で発表され既に新聞等でも報道されているが、低所得者ほど保険料が上がっているとのことである。広域連合からのデータが限られており非常に苦労したとのことだが、当市の傾向について広域連合にデータの提出を求めていくことが必要と思う。このことについて、原課としてどのような対応を

しているのか。わかれば当市の傾向についても伺う。

① 人数について、2月には1,400名くらいということで話をしたが、800名ほどおられる特例措置に係る方、被用者保険の方の把握をしていなかった。その中でも普通徴収の方の予測があったが、ほとんどが社会保険になっていたことで特別徴収が可能だったというのが現実というか、実際にやってみた結果そのようになったことで理解願う。今回資料に載せている被用者保険の本人という方が109名おられるが、この方もすべて10月から特別徴収になるので、実際にはもっと減ることになる。

② 65歳から74歳までの障がい者の方は、自身で後期高齢者医療に入るか入らないかの選択ができることになっている。原則は、今まで老人医療制度の中で対象だった方はすべて後期高齢者に移る前提で制度が始まっているので、私どももそういうことで皆さんに連絡していた。ただ、社会保険で本人だった方や息子さんの社会保険の扶養になっている方は、今までは保険料がなかったが、後期高齢者医療に入ることによって保険料負担が出てくることで、後期高齢者医療には入らずに社会保険のままでいたほうが得という方も中にはおられる。そういう方が制度当初は4名、制度に入ってから数名おられたことで十一、二名の方が移っていない状況である。移らなかった理由については、医療負担が若干高くなるが保険料負担のほうがもっと高いという経済的理由だが、後期高齢者医療はいつでも加入することも抜けることもできるので、1年先、2年先にどういう状況になるかはわからない。病気が悪化して入院が長引いてしまうようなことがあれば、後期高齢者医療に入ったほうが医療費の負担が安く抑えられるというようにそれぞれの場合によって変わってくると思うので、相談を受けたときにはそのような説明をして対応していきたい。

③ 東京近郊とか都市部は実際に上がっていると思う。滝川市の事例では、国民健康保険で単身だった人という形での比較しかできないが、75歳以上で国民健康保険に入っている方の場合で、実際には1万7千幾らの負担があったが7割軽減の対象になる方だと12,900円と5,000円程度安くなっているのが実態である。ただし、夫婦の世帯や条件によって違ってくるので、夫婦世帯では所得の階層によって上がる方が下がる方が出てくることもある。保険料の所得の計算をするときに年金の控除額というのがあり、120万円を控除して所得割の計算をするが、去年までは7万円の経過措置があって127万円の控除ができたものが、ことしからは120万円になったことで7万円の控除がなくなったために所得割が増加した、かかるようになってしまったという方も中にはおられる。これについては、後期高齢者医療に移ったからというのではなく、別の制度改正に伴ってという理由があるが、お客様にしてみれば保険料が上がったということになるので、そういった事例があった。広域連合へのデータの請求については、私どもが仕事を進める中でいろいろとわからないことがある場合は、その都度広域連合に電話をして支持を仰いでいる。その際にこういうデータがほしいといった話もしており、今回の被用者保険の被扶養者に関しても私どもは調べて入力したが広域連合が持っているデータを提供してくれないので、入力したデータが本当に正しかったのかどうかの検証ができないこともあり、それについては、データをくれるようお願いしている。ただし、広域連合によると支払機関から来る情報には住所が入っておらず、仮名氏名しか載っていない上に仮名にもふり間違いがたくさんあることで、特定が難しいことから出せる時期が来

たら出したいという話もしていたので、そういうことも含めて今後もデータの提供について広域連合と連携を深めつつやっていきたいと考えているので理解願う。

委員長 他に質疑はあるか。(なし) (5) については報告済みとする。所管入れ替えのため5分間休憩する。

休 憩 14:35

再 開 14:42

委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。(6) について説明願う。

(6)生活保護費詐欺事件の経過報告について

狩野部長 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わった。質疑はあるか。

渡 辺 第三者の委員会であるからこそ地方公共団体の犯罪に関わる事柄で法規、条例について抜かして報告しても不十分である。残っている諸問題について所管はどのように考えているのか。第三者の委員の方もどのように対応されようとしているのか伺う。

狩野部長 第三者委員会から福祉事務所の初期からの対応についての不十分さという点で何点か指摘を受けており、これについては、道にも改善報告書を提出し、これまでも指導をいただくなどまだやりとりが続いている。これらも受けとめながら、今後不正が起こらないような生活保護行政を職員一丸となって取り組んでいきたい。

渡 辺 第三者委員会のメンバーと厚生常任委員会の委員とが一度顔を合わせて、残っている不審な点についてどう解明するのかといった会合を持つてはと思うがいかがか。

委員長 第三者委員会を設置するときに議会にも説明があったと思うが、第三者委員会は、市に報告書を提出するために設置し、その期間だけ委託することで議会も承認しているわけなので、報告書を出した段階で第三者委員会は解散となっている。他に質疑はあるか。

酒 井 論告求刑では被告人片倉勝彦氏について懲役15年、妻ひとみ氏について懲役10年と出されたが、これについて重いと見るのか軽いと見るのか、所管としてどのようにとらえているのか伺う。

狩野部長 今回の懲役15年、10年については、私個人の意見ばかりではなく、弁護士からもかなり重い量刑と伺っている。生活保護費という税金をこのように私利私欲のために消費したことについて、恐らく詐欺事件だけではもう少し軽かったと思うが、覚せい剤の使用ということも含めてのものと考える。15年というと相当な重みと思うので、検察の論告については非常に評価しているところである。

委員長 他に質疑はあるか。

清水委員外議員 ① 報告された中で再発防止に向けた改善策の策定というのがある。4月22日に田村市長名で出された報告書とは別とのことで、骨子は書かれているが何ページもので、ホームページに公開されているかなど具体的にどのようなものなのか伺う。

② 第三者委員会は最後のところで、どのような行動を取り、また、どのような行動を取らなかったのかについて検討、評価されるべきであり、結果責任の追及だけとしてはならないと考えられるとしている。結果が出てこれからこう

するという改善策がこれだと思う。第三者委員会が言っているどのような行動を取り、また、どのような行動を取らなかったのかという点について、福祉事務所としてこれまでまとめているかについて伺う。

③ 公判の問題だが、市長は新たな事実が出てきたら検証すると言っている。公判の中での新たな事実として、まず生活費として子供4人は、ひとみの親、窪田氏の家に住まわせて毎月15万円を与え、自宅の3人にも15万円を与えていたとのことである。生活保護費が子供7人のために30万円使われたことが適正なのかどうか。子供4人を別の家で暮らさせていたことの期間の問題なども新たな事実と思うが、こうしたことについて生活実態調査で把握をしていたのかとか、15万円を受け取っていた義理の親からも聞き取りをする必要があるのではないかということも感じた。車が売れたときにお金を持ってきたということで、片倉勝彦が車の販売業をしていたことはいろいろと言われており、公判で明らかにされたと思う。商売をしていて収入認定どころかその事実も本当に福祉事務所は把握していなかったのかということも新たな大きな事実である。運転手を旭川で1人、滝川で1人雇い、週に5万円とか食事を提供していたということで、旭川や滝川から札幌まで出て、それから福祉タクシーに乗り換えるといった実態も出された。まだまだたくさんあるが、今私が列挙したことについて、これからどのように検証するのか伺う。また、福祉事務所として公判でつかんだ事実として新たにどのようなものがあるのか当然整理されていると思うので、その内容について伺う。

④ 弁護側が第三者委員会の結論を全面的に活用し、市が支出しなければこのような事件にはならなかったということを減刑の理由として言っている。特にすべての口腔外科や皮膚科など何から何まで札幌の北大病院でやっていたことで、北大病院でなければならないということがすべての科について認定されていたのかどうかなどについて、どのように検証しているのか。

橘 課 長

① 4月22日の市民報告会で市長から概要版ということで話が合った。それを受けて福祉事務所としても改善措置の報告ということで30ページくらいのものでつくり、道に提出し精査していただいている。内容については、適正価格の検討をしたいということである。例えば見積もりは従来であれば保護者本人が見積もりを徴するとなっている。これは保護世帯ということがわからないように本来は福祉事務所が取るべきだが、それをあえて本人に取らせるということである。福祉事務所が別途業者から見積もりを取り、ある程度価格の妥当性を判断していきたいといった内容も含まれている。また、法令を遵守した支出確認の体制を図っていきたいということもあり、担当者の研修ということで制度についての習熟ということも入っている。医療扶助の実施体制ということで、既に国から医療費、特に移送扶助に関する指針ができたことで、それをベースに滝川市独自の医療扶助の適正な執行に係る指針というものをつくった。それに基づき医療扶助対策検討会議を設置し、より厳格かつ公正な医療費等移送費の支出についての適正を図っていきたい。生活実態の把握の徹底ということでは、本来毎月の訪問計画というのがあって、ケースによってはA、B、C、Dというランクがある。それとは別に特に事案のあるケース、問題のあるケースについては査察指導員、管理職同行のもとで月に複数回訪問するといったことも書かれている。援助困難ケースの対策会議の関係では、国や道の指針があり、特に暴力団関係のケースについて滝川バージョンでマニュアルをつくったので、

滝川市として組織的な対応を図っていききたいということも書かれている。

③ 窪田氏のほうで預かっている子供4人と自宅の子供3人にそれぞれ15万円で30万円の支出という話があったが、公判で初めて聞いて事実を確認した。昨年来月1回以上訪問し、子供が家にいることは把握していたが、15万円、15万円の行方は公判でわかっただけでそれ以外の調査はしていない。公判での新事実ということで札幌市手稲区在住時に片倉被告が介護福祉交通から移送費の10パーセントをもらっていたということも確認している。運転手の関係だが、旭川、滝川で雇っていたという話についても保護当時は把握できておらず、それも公判でわかったということである。

④ 弁護側が第三者検証委員会の検証結果をベースにして減刑の理由にしたとのことだが、これはあくまでも裁判なので、我々としてはあくまでも裁判結果を見ていききたいということである。

清水委員外議員

答弁漏れがあった。

① 車の販売業をしていたことについて全く把握をしていなかったのか。うわさについても生活実態として聞いて調べてみたこともなかったのか。

② 第三者委員会の最後でどのような行動を取り、どのような行動を取らなかったのかということについての検証が必要と言っている。これをやるのかやらないのかについて、イエス・オア・ノーで答えていただきたい。

③ 公判でどんな新しい事実が出てきているのか一覧表にして委員会に提出するとか、当然福祉事務所の中で一覧表はできていると思うが、そのあたりの作業の到達点について伺う。

④ 15万円が他人、扶養義務者に渡っている。今の答弁ではおかしい。15万円を窪田氏に渡しているが、子供は自宅にいたと。15万円というのは親に小遣いでくれてやっている可能性がある。本当にその15万円が4人の子供の養育に使われたのかどうかをきちんと確認しなければならないと思う。この調査を窪田氏に対して行うのかどうか伺う。

委員長

清水議員の質疑の中で一覧表の提出とあったが、委員外議員なので、資料の請求にはならないことで理解願う。

国嶋副主幹

① 生保保護受給中なので、車の販売業の認可なり、看板を掲げてということはやっていない。内緒のルートから仕入れてきた車をどこかに所有しておいて名義を変えて転売という作業をされると、私どものほうでは残念ながら把握の手段はないので、把握していなかった。

② 道に改善報告書を上げているが、その前段として第三者委員会等で指摘された諸問題等について、福祉事務所の対応はこう判断してこうだったと。その結果、それを検証してこうすべきだった点、この点が不十分であったという前段を踏まえて後段のこれからの改善策という流れになっている。その作業については道と進めている最中である。

④ 扶養義務者のところに15万円を渡していたことが公判で被告の発言であったと検察側の陳述であったが、福祉事務所としては、その経費の出所について扶養義務者に対する受け取った受け取らないの調査権も含めて調査は困難と考えている。

清水委員外議員

それはおかしい。これまでの私の経験においても扶養義務者には5,000円から30,000円くらいの範囲でお金を出してもらっている。自治体によっては扶養義務者の治産調査までやるところまである。裁判長は、ここで話されることはす

	べて証拠だと言っていた。要するにこういう証拠が出たが窪田さんどうなの、扶養義務者として15万円を受け取ったんでしょと聞くのが当然ではないのか。聞かない根拠を示していただきたい。
国嶋副主幹	議員の話にもあったように、生活保護を現在受給している世帯については、扶養義務者の方の所得調査等を実施する例は滝川市でもある。ただし、今回公判において養育費として渡していたという新事実が判明した時点で生活保護の受給世帯ではないので、現在当福祉事務所に調査権はない。
清水委員外議員 国嶋副主幹	生活保護法の損害賠償、78条があるが該当しないのか。 78条については、生活保護受給者の不実、不正な手段によって例えば収入を隠していたといったことについて、受給者に対して返還命令、今回の事例によるとさらに民事賠償等もあり得る。扶養義務者に関しては、例えば大会社の社長で収入が億あるのに援助しないといった場合には、生活保護法の範囲を超えて民法の範囲で扶養義務を求めることになる。
清水委員外議員	かなり断定的にできないという言い方をするが、公判で15万円を他の家庭に渡したと言っている。例えば先月まで受給していた人が、Aさんに毎月15万円渡していたと言うのを聞いても福祉事務所はAさんのところへ行かないということか。これは検察側の冒頭陳述で出された証拠のある事実であり、これをもってしても福祉事務所は調べない、調べる権利がないと言うのか。
橘 課 長	窪田氏に対する調査の関係だが、今副主幹が言ったことが法の制度だが、これは事件性に絡むものなので、捜査権はないが弁護士と相談し、できるなら本人と接触して確認することも考えたい。
清水委員外議員 橘 課 長 委 員 長	新事実の一覧はできているのか。作業進捗状況などについても伺う。 新事実に係るさまざまな事案があったが、一覧としてはまとめていない。 他に質疑はあるか。(なし)(6)については報告済みとする。(7)について説明願う。
	(7)生活保護費詐欺事件の損害賠償請求に係る訴えの提起について (別紙資料に基づき説明する。)
狩野部長 委 員 長 清水委員外議員	説明が終わった。議案関連なので留意願う。質疑はあるか。 7個人を省略しないで言っていただきたい。(説明中口頭報告済み。)
	① 3,460万円の概要だが、高寿福祉興産関係はどんなものがあるのか。物件あるいは不動産、動産などどんな内容で幾らか。 ② 7個人について、トータルでいいので車が何台で、現金が幾らで、不動産が幾らか伺う。訴訟物なので指定していると思う。
委 員 長	3,460万円の中身となると、架空請求による詐取金額の合計額ということなので、札幌に介護タクシーで行ってないのに請求書にあげた金額の合計ということになるので、これは差し押さえる物件の内容ということではない。
清水委員外議員	失礼した。仮差し押さえに至っていない部分があるが、前回報告があった分からどこまで前進しているのか。中身について、不動産、流動資産等に分けて伺う。
狩野部長	先の厚生常任委員会で報告した仮差し押さえ等については、現在のところ行っていない。弁護士とも相談する中で、今月判決の言い渡しがあることから、それを踏まえて判決の確定記録を請求し閲覧謄写することになっている。自動車等についてはあくまでも他人名義になっているので、他人名義の物が全部片倉の物という名義人の証言などがなければならぬので、確定記録を見た中でど

れがどの車か、財産の把握に努めて財産の保全等に対する扱いを考えていきたい。家財道具の関係については、民事執行法の規定により生活に欠かせない家具など広範囲の財産が差し押さえの禁止財産になっている。また、差し押さえた後の財産的価値は、1回購入した後については大分価格が落ちることで補償金の負担等も考え合わせて検討していきたい。

橘 課 長

補足説明する。2月22日に高寿福祉興産の後藤代表に対して債権の差し押さえを行った。25日には高寿福祉興産の動産、車5台分と債権ということで差し押さえしているが、それ以降については民事保全法に基づく仮差し押さえは行っていない。

清水委員外議員

公判では、車13台、水上バイクについて、回収して金に換えて返済に充てようとしているかという検察官からの尋問に対し、今指示はしていないと。これに検察官が、7カ月もたっているぞ、滝川市民に返すのかと。そうすると片倉は、警察に差し押さえられているので一切売買はだめとされていると言った流れがある。しかし、事実は警察は差し押さえなどしていないし、役所もしていない。片倉勝彦は何も知らない。実際今はどうかというと、窪田氏の家の前に1103のアリストがある。オープンカーはどこかに行ってしまった。同居に近い形をしていた片倉一真という戸籍上片倉勝彦の養子になっていると思うが、朝日町東1丁目11番3号の実家に、私も驚いたがそれまで乗っていた黒のセルシオに替えてベンツのセダンに乗っている。しかもエアロ仕様にして相当金をかけている。5600とかいてあるので5,600ccなのかわからないが、こういう物が警察も役所も片倉勝彦もわからないところでどんどん処分されている可能性がある。裁判では、この両被告は減刑してもらいたいがためにすべてを認めて滝川市民に返すと言っている。法令がどうか言う前に、返すと言っているのだから窪田氏のところの1103とか合田氏のところのベンツの8723とかを返してくださいという言い方ができないのか。法律以前の人間と人間の関係で、それで断られたら裁判官に手紙を出して返すと言っていたが返してくれないといったことだって言える。何でこういった行動がとれないのか。

狩野部長

行動をとるのは判決の言い渡しがあって、控訴も何もしなければ確定記録というものが確認できる。それに基づいて弁護士と相談してやれるものはやっていきたい。

委 員 長

今の質疑は、この生活保護費詐欺事件の損害賠償に直接関連がないように思える。ここに出てきているのは、架空請求の詐欺金額合計額の訴訟を起こすという内容なので、それにつながりのある質疑でお願いします。本会議の関連議案にもなっているので、そちらでもできるので理解願う。

清水委員外議員

確定記録がいつ出るかわからないが、とにかく損害賠償やれることすべてをやらなくてはいけない。確定記録が出てからとか、お金を貸していて返してくれなければ何回でも行くのが当然である。片倉勝彦は還流金で13台買ったと認め、返すと言っているのだから確定記録を待つ必要はない。常識的な感覚で行動していただきたい。断られたら断られたときの話である。返してくださいと言うことに何か違法性があるのか。1台100万円、200万円で売れる物なので、早くやらないとなくなってしまう。損害賠償という点で伺う。

国嶋副主幹

公判における事実として、13台の車両で金額約1,100万円、1台にすると約100万円弱である。顧問弁護士と協議しているが、部長が申し上げたように公判において片倉被告がそれは私の金で買った物と認めたが、実際に差し押さえする

委員長

場合には、片倉被告の証言をもってその所有権が片倉被告にあるということは確定しない。弁護士と協議した結果では、維持費を含めて全額を片倉被告からの支援を受けて買った物という名義人の証言なり、誓約書なりというものを提出して初めて今回の損害賠償の対象として差し押さえできると伺っている。他に質疑はあるか。(なし)(7)については報告済みとする。(8)について説明願う。

佐々木課長
委員長
酒井

(8)子ども未来づくり条例について

(別紙資料に基づき説明する。)

説明が終わった。質疑はあるか。

① 12月に条例案が策定されるとのことで、流れについて当委員会で報告することになると思うが、こういった時点で報告するのか伺う。

② 子どもの権利条例について、奈井江視察ということで子ども部会でやっているとの話を伺ったが、この条例案について、こういった重みを持ってやっているのか。奈井江町の子ども権利条例の中では、権利についてしっかり明記されており、全体会議の中での第2回目について中間取りまとめなどを行っていることで、子どもの権利という点で、そのほかの子育てサポート部会など大人の部会ではどのように議論されているのか説明願う。

佐々木課長

① 厚生常任委員の皆さんにも施設を見ていただき積極的に意見をいただきたいと考えている。スケジュールについては別途まとめた。

② 子育て全般について、法的拘束力、罰則とかいったことではないが、みんなで掲げた目標、具体的には次世代育成行動計画に向けてしっかり進行管理していきたい。滝川の条例は、子育て、子育て、子どもの権利、子どもの視点ということで、道内では少ないと思うが幅広い子ども条例となっている。特に子どもの生きる、生活する、権利ということも含めて、子どもの視点での街づくり、わかりやすい街づくり、権利だけでなく役割、義務も含めた中で議論されてきている。

委員長

他に質疑はあるか。

窪之内委員外議員

6月から8月にかけて関係団体への条例骨子説明とあるので、既に骨子はできてペーパーになっていると思う。今回の資料としてつけていただいてもよかったと思うが、資料は既にできているのか。

佐々木課長

骨子の原案として意見に沿った形で条文らしきものはつくっているが、今月中につくって、本委員会ほか市民の皆さんに提示したいと思っている。

委員長

他に質疑はあるか。(なし)(8)については報告済みとする。(9)について説明願う。

(9)ねんりんピック北海道・札幌2009マラソン交流大会について

深村主査

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わった。質疑はあるか。

窪之内委員外議員

厚生労働省が主催ということで、財源的なものは全額負担してくれると思うが、滝川の大会をする上での事業費用はどのくらいと考えているのか。100%厚生労働省なのか、滝川市の持ち出しもあるのか伺う。

深村主査

本大会、来年度の大会だが、これまでは先催会に倣った形での事業予算の組み立てになっていた。一昨年の静岡大会あたりまではマラソン大会といえども1,000万円を超える事業予算規模、それに対して歓迎装飾費、あるいは項目が何種類か分かれているが、そこからおおむね2分の1から3分の1程度の補助

が出ることから2分の1強の持ち出しを開催自治体で負担しなければならない。本大会の予算については正確には積み上げしていないが、本年度のリハーサル大会については、予算規模として195万円で、このうち滝川市からの交付金が75万円で、残りの120万円については、北海道の実行委員会から交付金として滝川市の実行委員会に入るという形で実行委員会間のやりとりになる予定である。北海道としても先催県の例にとらわれず、なるべく経費をかけない中でおもてなしの心でこの大会を実施していきたいということについては、私どももこの競技を引き受ける際の強い要望事項でもあった。北海道としても、13市3町においても同様の形で経費をかけない中で真心のこもった実施をと考えているようなので、私どももその意向に沿った形で行っていききたいと考えている。

窪之内委員外議員

2分の1、3分の1が静岡大会では出ていたとのことだが、これは厚生労働省からも県からも出ていたのか。道がお金をかけずにということであれば、今回の事前のマラソンでは実行委員会より出るわけだが、来年の本大会では厚生労働省も道も含めて2分の1程度の補助と考えてよいか。道はないのか。

深村主査

補助金については、厚生労働省というよりも開催都道府県が負担する形になっており、財政事情が苦しい中、財団法人北海道市町村振興協会にも働きかけて財源の道を模索しているという話は聞いている。

委員長

他に質疑はあるか。(なし)(9)については報告済みとする。(10)について説明願う。

(10) 滝川市社会福祉事業団について

狩野部長

社会福祉事業団への施設譲渡及び事業移管の件について、現在協議を進めているが、本委員会に具体的に説明できるところまでは整っていない。前回お配りした資料にあるように、主に施設の長期的な方向性及び事業移管条件の具体的内容について検討を重ねているところである。この辺がまとも次第お示しし、意見をいただきたいと考えている。今後さらに譲渡金額を含む譲渡条件や収支見込等、事業団との協議もなかなかうまく進んでいない状況もあり、この辺も前回示したスケジュールでいけるよう考えているが、微調整せざるを得ないということもある。いずれにしても材料がある程度整い次第提出させていただきたい。

委員長

説明が終わった。質疑はあるか。

酒 井

いつごろまでにわかるものが出てくるのか。前回説明されたものから全く進展がないようにとらえられる。例えば9月議会前の委員会くらいまでにある程度の数字、状況が出てくるならわかるが、スケジュールだけ出されても、前のスケジュールも延びたので今回も延びるのではないかと思ってしまう。具体的にいつごろ出てくるのかだけ示していただきたい。

山崎課長

結果として進んでいないことではおわびということしかないが、現実には施設ごとの長期的なものを詰めるといっても不確定要素、介護保険についてもいろいろ新聞等で取り上げられているように仮定、仮設に使う要因も変化していることもあり、事務方では毎週のように協議を重ねている現実はあるが、まだ整っていないということである。施設の方向性については今委員会に間に合わせようと精力的に協議してきたが間に合わなかったので、次の議会前の厚生常任委員会、あるいはその前に機会があればお示ししたいと考えているので理解願う。

清水委員外議員

施設の譲渡については前回の一般質問でも総額等について聞いているが、タッグ計画に密接にかかわることである。総額で言えば起債償還が年間1億円にな

- という中で、既に財政については5年平均で3億5,000万円と。その中には事業団に対して譲渡した後、今特別会計で事業収益の中から起債償還しているものが一般会計からの持ち出しになることで、これだけ別途にやるという話ではない。タッグ計画との関係をどのように考えているのか伺う。
- 狩野部長 新たなタッグが市民会議で進められているが、これについては新たなタッグ計画の中でも影響について考えていかななくてはならない問題である。ただ、それだけではなく、障がい者施設や高齢者施設について市としてどのような方策を持っているのかということと事業団サイドの中長期的な視点に共通の意識がないと譲渡自体も難しい面があると思っている。酒井委員も言われたが、我々の方向性、事業団の方向性のすり合わせを早くしなければならない。具体的なものができたら適宜お示ししたいし、清水議員が言われたタッグとの整合性についても新たなタッグを見据えて考えていかななくてはならない大きな問題と思っている。
- 清水委員外議員 タッグ計画の進め方としては第1回が6月で、特別委員会もできる予定になっている。策定は年度末ということだが、そういうテンポで進めていくということで理解してよいか。それとも、いきなり3定に譲渡条例ということで出てくる可能性があるのか伺う。
- 狩野部長 事業団との細かいすり合わせをした上で議会の皆さんに示していかななくてはならない。その中で議会の承認をいただけるかどうか自信を持ったものでないと安易に出せないと考えているので、3定でという話があったが、目標という部分では前回の委員会でもそのような話があったと思うが、急に話を進めて議会の皆さんの理解が得られないようなことがあっても困るので慎重にやらせていただきたいと考えている。
- 委員長 他に質疑はあるか。(なし) (10) については報告済みとする。
- 委員長 **2 第2回定例会以降の調査事項について**
- 委員長 別紙のとおりでよいか。(よし)
- 委員長 **3 その他**
- 委員長 子ども未来づくり条例のところで所管の課長からもあったが、市内施設の視察を委員会で行いたいがよいか。(よし) 日程は6月の定例会以降ということで設定をさせていただきたい。
- 委員長 **4 次回委員会の日程について**
- 委員長 次回委員会は、正副委員長に一任いただくことでよいか。(よし) 以上をもって第15回厚生常任委員会を閉会する。

閉 会 16:03